

○ 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）

改正案	現行
（検査をするときに携帯すべき証券の様式） 第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二條第二項（同法第二百十三條第六項において準用する場合を含む。）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三百三十七條第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百十七條第二項（同法第二百九條（同法第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十五條第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一 イ・ロ （略）	（検査をするときに携帯すべき証券の様式） 第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二條第二項（同法第二百十三條第六項において準用する場合を含む。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百十七條第二項（同法第二百九條（同法第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十五條第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一 イ・ロ （略）

ハ	預金保険法第三百三十七条第一項及び第二項の規定
ニ	(略)
二	(略)
ハ	(新設)
ニ	(略)
二	(略)